

宇治市地域福祉計画推進会議設置要項

(目的及び設置)

第1条 宇治市地域福祉計画に基づく住民主体の福祉のまちづくりの推進を図るため、宇治市地域福祉計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(担当事務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について、意見の交換及び調整を行う。

- (1) 宇治市地域福祉計画の進行管理に関すること。
- (2) 宇治市地域福祉計画の推進及び見直しに関すること。
- (3) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 推進会議は、別表の宇治市職員で組織する。

(議長)

第4条 推進会議に、議長を置く。

- 2 議長は、健康福祉部地域福祉室長をもって充てる。
- 3 議長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、必要に応じて議長が招集し、主宰する。

(関係者の出席)

第6条 議長は、必要があると認めたときは、推進会議の会議に関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、健康福祉部地域福祉室地域福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議の会議を経て議長が定める。

附 則

この要項は、平成16年12月24日から施行する

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する

(別表)

議長	健康福祉部地域福祉室長 兼 地域福祉課長	
職務代理	健康福祉部健康増進室長 兼 保健推進課長	
委員	23 人	
健康福祉部	7 人	地域福祉課長
		保健推進課長
		障害福祉課長
		こども福祉課長
		保育課長
		健康生きがい課長
		介護保険課長
市長公室	1 人	危機管理課長
政策経営部	1 人	政策推進課長
総務部	1 人	総務課長
市民環境部	1 人	文化自治振興課長
人権政策室	2 人	人権啓発課長
		男女共同参画課長
建設部	2 人	道路建設課長
		住宅課長
都市整備部	3 人	公園緑地課長
		都市計画課長
		交通政策課長
教育部	4 人	学校教育課長
		生涯学習課長 兼 生涯学習センター所長
		青少年課長
		教育指導課長
消防本部	1 人	予防課長